

市・県民税の申告を

期間は、2月6日から3月17日までです

「平成20年度市・県民税」の申告受け付けと申告書記載相談を行います。申告受付期限間近になりますと、会場が大変混雑しますので、指定日においでにならないかたは、なるべく2月中にお願いします。

なお、税務署から確定申告書が郵送されているかたは、税務署で申告してくださいようお願いいたします。

譲渡所得・配当所得・住宅ローン控除の1年目のかたは税務署で申告してください。

申告書の記載について、特に相談の必要のないかたは、自書申告により郵送での提出を受け付けています。

【申告の必要があるかた】

- ① 平成20年1月1日現在において、十和田市内に住所があるかた
- ② 十和田市内に事務所・家屋敷数などを所有し、十和田市外に住所があるかた

なお、次に該当するかたも忘れずに申告してください。

○ 病気や失業などで収入がなかったかた

○ 市外のかたに扶養されていたかた（夫が単身赴任、学生など）

○ 非課税の年金や手当で生活していたかた

○ 公的年金収入だけで、65歳未満のかたは98万円を超え、65歳以上のかたは148万円を超えて、各種控除を受けようとするかた

○ 扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

【申告の必要がないかた】

① 平成19年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた

② 平成19年中の所得が給与だけで、「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた

※ただし、各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

③ 公的年金収入だけで、65歳未満のかたは98万円以下、65歳以上は148万円以下のかた

【申告・相談の受付日程】

◎ 受付日程・対象者など
次ページに記載しています。

◎ 受付場所
▽本庁・新館5階第1会議室

◎ 出張申告
次ページに記載しています。

◎ 受付方法

日時を指定して受け付けます。

※今回から支所での申告受付がなくなり、奥瀬・法量地区のかたは、本庁での申告となります。

※申告が必要と思われるかたには、指定日時の通知と申告書を郵送していますので、指定日時にご来庁ください。

【申告に必要なもの】

① 申告書（本庁・支所窓口にも用意しています）

② 印鑑（朱肉を必要とするもの）

③ 19年中の所得や経費が分かる書類
▽給与所得者
源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は、給与明細書や給与支払証明書など）

▽年金所得者
公的年金などの源泉徴収票や非課税年金の決定通知書

▽営業・農業・不動産所得者など
仕入れ・売上などの帳簿類や、経費の領収書など、収入や経費の分かるもの

※申告前に整理してきてください

④ 所得控除に必要な書類
▽生命保険料、地震保険料、寄附金控除：支払額などの証明書

▽社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの支払った額が分かるもの

▽障害者控除：身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度が分かるもの

▽医療費控除：領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの（おおむね6カ月以上寝たきりのかたでおむつを使用しているかたは、初年度は医師の証明書が必要です）

※病院ごと、または月ごとに合計して領収書を持参してください。

【申告をしなかった場合】

◎ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。

◎ 保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

【その他】

申告書は、前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送されています。（税務署から確定申告書の申告案内はしていません）

申告書が郵送されなかったかたでも、申告が必要な場合、ご連絡いただければ申告書を郵送します。（市ホームページからダウンロードすることもできます）